

一般社団法人神奈川県剣道連盟 支部長会規則

(設置)

第1条 定款第43条の規定に基づき、当法人に支部長会を設置する。

(会構成員)

第2条 支部長会は全支部長並びに幹部会構成員、監事、常任理事および倫理委員会委員をもって構成する。

- 2 上記構成員以外に議長、または会長が必要と認める者を出席させることができる。
- 3 前項のほか、支部長会には資料作成、議事録作成などに必要と認められた事務局員を陪席させることができる。

(議長)

第3条 支部長会議の議長は支部長会議の場において選出する。

- 2 議長の選出までの司会の任は会長があたる。ただし、会長に欠員または事故があるときは、幹部会においてあらかじめ定めた順序により、副会長または専務理事が、この任にあたる。
- 3 前2項のほか、支部長会議開催以前に、支部長会構成員によってあらかじめ議長を選出することができるものとする。

(会議の成立と決議)

第4条 支部長会は支部長の過半数の出席により成立する。

- 2 支部長は当該支部の他の会員を代理人として出席させ、その議決権を行使させることができる。この場合においては、当該支部長はあらかじめ文書(紙媒体または電子的方法)により、当法人に対し届け出なければならない。
- 3 支部長会の議決は支部長(代理人を含む)のみによって行われ、出席した支部長の過半数の賛成により行う。
- 4 議決権数は1支部につき1票とする。

(議題整理)

第5条 支部長会において検討する議題、資料等に関しては、当法人の会長が議長の代理としてあらかじめ整理し、支部長会の2週間前までに、全支部長に対して文書(紙媒体または電子的方法)により送付するものとする。

- 2 臨時支部長会の場合も、会長は可能な限り前項の期間内に議題、資料等の送付を行うものとする。
- 3 支部長5名以上の賛同を得た場合、提案者は、あらかじめ全支部長に周知したうえで、支部長会の2週間前までに、当法人の会長宛に文書(紙媒体または電子的方法)をもって、議題および資料を提出する方法により、支部長会での議題として提案することができるものとする。

(開催時期)

第6条 定時支部長会は、会長の招集により、原則として毎年11月中に行うものとする。

- 2 必要ある場合は臨時支部長会を開催することができる。
- 3 臨時支部長会招集は会長、もしくは支部長10名以上の要請により行われる。

(支部長会の権限)

第7条 支部長会は、代表理事(会長)選挙のための選挙管理委員3名を支部長より選出することができる。選挙管理委員となった3名は、直ちに互選により委員長を決定する。

- 2 支部長会は監事を選出できるものとする。監事は総会の承認により選定され、会長より委嘱を受ける。

- 3 支部長会は審判員選考委員3名(湘南・相模原地区1名、横須賀地区1名、小田原地区1名)を選出できる。この3名は総会において選定され、会長より委嘱を受ける。

註 1 審判員選考委員は総数9名とする。

註 2 上記地区より選出される以外の6名は、会長を含め、会長により選出される。

註 3 上記地区は段審査実施地区とする。

- 4 支部長会は名誉顧問1名を推薦することができる。この1名は総会において選定され、会長より委嘱される。
- 5 支部長会は当法人に対する要望事項等について討議し、意見を述べるができる。

(支部長会の運営に係る事務)

第8条 支部長会の運営に係る事務は、当法人の事務局が処理するものとする。

- 2 議事録作成には別表事項を含む。
- 3 支部長会の議長は、全支部長および監事に対し、当該支部長会議の議事録の写しを送付するものとする。
- 4 支部長会の議事録は作成後すみやかに当法人HP上に公開する。
- 5 議事録は紙媒体として10年間、電子的方法で20年間、事務局において保管する。

(別表)議事録記載事項

- (1) 支部長会議が開催された日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 支部長会議議長の氏名
- (5) 議事録作成者氏名

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。